



令和4年12月26日

各 位

上場会社名 ファースト住建株式会社
代表者 代表取締役社長 中島 雄司
(コード：8917、東証プライム市場)
問合せ先責任者 取締役管理部長 東 秀彦
(TEL. 06-4868-5388)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年12月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、令和5年1月26日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴う経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和5年1月26日(予定)
定款変更の効力発生日	令和5年1月26日(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等の経過措置)</p> <p>第2条 変更後定款第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② 附則第2条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日をもってこれを削除する。</p>